

令和2年度 地方創生推進事業補助金（一般型、城下町高田地方創生推進型）の募集について（改訂版）

- 市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を支援するため、補助制度を実施しています。
- 多くの団体・企業の皆様から当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生をより一層推進できるよう、事業の検討をお願いします。

1 補助制度の概要

- 交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）
上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体
- 補助対象の事業
第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）に定める具体的施策の実現に資する次に掲げるいずれかの事業
(1) 総合戦略「個別事業プランリスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業
(2) 新たに取り組む事業
- 補助対象経費
補助対象事業の実施に必要な経費
※1 次年度に行う事業のための調査及び事業計画策定の経費を含む
※2 ただし、以下の経費を除く
①補助金の交付申請、実績報告及び補助金請求に要する経費
②事業者等の飲食及び遊興に係る経費
③不動産の取得に係る経費
④建物の建設、改修等のハード事業に係る経費（ソフト事業と組み合わせて行うものを除く）
⑤事業に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
⑥市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付対象となる経費 等
- 補助対象期間
交付決定日から令和3年3月15日までに実施する事業
- 補助金の額等
補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
ただし、一般型は1事業当りの交付対象事業費100万円（千円未満の端数切捨）
城下町高田地方創生推進型は1事業当りの交付対象事業費200万円（千円未満の端数切捨）
※一般型、城下町高田地方創生推進型及び提案モデル型の制度比較は、別紙3『令和2年度地方創生推進事業補助金 各補助メニューの比較について』をご参照ください。
※事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行います。
- 交付回数の制限
1事業者につき2回まで

2 補助金の募集について

- スケジュール
募集期間：令和2年5月27日（水）～12月28日（月）
ただし、予算上限に達した時点で募集を締め切ります。
交付決定は、申請書が整い次第概ね2週間程度で随時行います。
- 審査について
対象事業は、市の予算の範囲内で決定します。
以下の提出書類を基に審査を行い、交付決定を行います。
なお、応募者多数の場合は、評点審査により、交付対象事業を決定します。

3 その他

- 提出書類
①交付申請書 ②事業計画書 ③団体の定款等 ④支出に関する見積書 ⑤参考資料
 - 提出方法
郵送又は持参にて、書類を提出してください。
 - 実績報告
実績報告は、所定の様式により、事業終了後2週間以内に提出してください。
また、3月1日～3月15日に事業が終了する場合は、見込みの金額で3月15日までに提出してください。
- ※事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願いする場合があります。

問合せ・提出先：

上越市 企画政策部 企画政策課 担当：^{みちした}道下、西森

〒943-8601 上越市木田1-1-3

TEL：526-5111 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp